

20220502【領事班からのお知らせ】2022年度教科書（小学1年生～小学5年生用）需要数調査について

【ポイント】

●2022年度教科書後期用の需要数調査を実施いたしますので、無償配布を希望される方は、2022年5月31日（火）までにお申し込みください。

【本文】

2022年度教科書後期用（※小学1年生～小学5年生）の需要数調査を実施いたしますので、教科書の無償配布を希望される保護者の方は、下記の要領で、2022年5月31日（火）までにお申し込みください。（日本人学校や補習授業校に就学中の子女については、学校側が需要数をとりまとめているため、お申し込みは不要です。）

※後期用調査では小学6年生、中学部は対象外です。

1 申し込み方法

申込書（詳細は下記2（1）リンクを御参照ください。）に必要事項を御記入の上、お子様のパスポートのコピーを添えて、下記締切日までに、マニラ首都圏を含むルソン地方にお住まいの方はマニラの大使館領事班まで、ビサヤ地方にお住まいの方は在セブ総領事館まで、また、ミンダナオ地方にお住まいの方は在ダバオ総領事館まで、このメールの、末尾記載の在外公館のEメール又はFAXで提出いただくか、それぞれの領事窓口に御持参いただきますようお願いいたします。

2 必要書類

（1）申込書（※拡大教科書、特別支援学校用を含む）

申込書リンク先（在フィリピン大HP）：https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00546.html

（2）お子様のパスポートのコピー

（注1）「在留届」の提出が前提となりますので、お申し込みの前に、必ず御提出の有無を再確認願います。

（注2）「拡大教科書」とは弱視児童生徒の為に、検定済み教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行されているものです。拡大教科書に関する情報は以下の文部科学省のホームページに掲載されています。「拡大教科書」を御希望の方は、申込書の備考欄にある「拡大教科書」にチェックをお入れいただきますようお願いいたします。

（当館より、別途、拡大教科書の取得に必要な手続き等を御案内します。）

文部科学省HP：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai.htm

（注2）「特別支援学校用」とは、児童生徒の障害の状態に合わせて作成された教科

書です。視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書があります。

文部科学省 HP（特別支援教育）：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/006.htm

3 申込締切日

2022年5月31日（火）

4 注意事項（必ずお読みください！）

（1）文部科学省の需要数調査に基づくこのお申し込み受付は、日本国籍を有し、日本の義務教育学齢期にある子女を対象とするものです。（なお、フィリピンに1年以上長期滞在（又は長期滞在を予定）しており、「在留届」を提出されていることが条件となります。）ただし、すでに日本人学校や補習授業校に就学中の子女については、学校側が教科書の需要数をとりまとめており、お申し込みは不要ですので、あらかじめ御了承願います。

2022年度の日本の義務教育学齢期は次のとおりです。

小学1年：平成27年（2015年）4月2日～平成28年（2016年）4月1日生まれの方

小学2年：平成26年（2014年）4月2日～平成27年（2015年）4月1日生まれの方

小学3年：平成25年（2013年）4月2日～平成26年（2014年）4月1日生まれの方

小学4年：平成24年（2012年）4月2日～平成25年（2013年）4月1日生まれの方

小学5年：平成23年（2011年）4月2日～平成24年（2012年）4月1日生まれの方

（2）今回の受給申請に基づく教科書の配布は、本年9月頃となる見込みです。在フィリピン大使館、在セブ総領事館及び在ダバオ総領事館の領事窓口で行います。教科書等が到着し、配布準備が整い次第、在フィリピン大使館、在セブ総領事館及び在ダバオ総領事館から、それぞれあらためて御連絡します。なお、ビザヤ地方にお住まいの方に対しては、在セブ総領事館ホームページ及びメールでお知らせします。在留届の記載事項変更の有無を、あらためて御確認いただきますようお願いいたします。

（3）今回の需要数調査期間を過ぎて申請を行う場合（申込受付終了後に教科書の配布を希望する場合は、「追加送付申請」をお申し込み頂くこととなりますが、在フィリピン大使館、在セブ総領事館、在ダバオ総領事館に在庫がある場合に限り配布することができます。ただし、在庫も十分な数を確保しないことから、申込締切までに申請してください。

(この需要数調査は、文部科学省の要請により、その都度新たに実施されるものです。前回調査のお申し込みがそのまま自動的に反映される(需要数としてカウントされ続ける)わけではありませんので、配布をご希望の方は、その都度、必ずお申し込み願います。)

.....

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila, 1300

電話：(63-2) 8551-5710

FAX：(63-2) 8551-5780

Email：ryoji@ma.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：(63-32) 231-7321 / 7322

FAX：(63-32) 231-6843

Email：cebucoj@ce.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ総領事官

住所：4th Floor, BI Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City

電話：(63-82) 221-3100

FAX：(63-82) 221-2176

Email：cojd2@ma.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

.....

※この情報は、在留届に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話：(市外局番 032) 231-7321

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html